

議案第 7 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2 月 18 日提出

川崎市長 福田 紀彦

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

第3条 川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「川崎市障害程度区分認定審査会」を「川崎市障害支援区分認定審査会」に改める。

(川崎市身体障害者福祉会館条例の一部改正)

第4条 川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同条第5号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正)

第5条 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同条第2号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同条第3号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号イ(ア)a中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

(川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第7条 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号イ(7)a中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものである。